

仕 様 書

- 1 業 務 名 県立有馬高等学校 機械警備業務
- 2 対象物件名 兵庫県三田市天神2丁目1番50号
兵庫県立有馬高等学校
- 3 警備対象箇所 別紙一覧表、配置図のとおり
- 4 契約期間 令和8年5月1日から令和13年4月30日（5年間）
- 5 警備の目的 警備対象物件における火災、盗難等を防止するとともに
違法・不当な行為を排除し、もって同建物の円滑な運営
に寄与することを目的とする。
- 6 警備方法 機械警備システム
①防犯 ②火災監視
- 7 警備任務
 - 1) 不審者、不法行為者の早期発見と措置
 - 2) 警備対象物件の異常発見、通報及び緊急措置
 - 3) 火災の早期発見と初期消火の対処
 - 4) 盗難の早期発見と阻止
 - 5) 警報機器類の正常作動確認、監視及び異常発報時の
措置
 - 6) 機械警備システム用に警備対象物件に設置された異
常感知装置及び自動通報装置（以下警備用装置類と
いう）の点検操作
 - 7) その他不測事態の防止と措置
 - 8) その他警備委託者の指示事項
- 8 警備実施要項
 - 1) 警備用装置類は、発生した異常事態を受託者の監視
センター（以下監視センターという）に自動的に通
報する機能を有するものとする。

- 2) 発生した異常事態が進入盗難に関わる場合、その事態を阻止するための最適な措置を速やかに講ずることを目的として、主たる異常感知装置は発生事態の詳細についての確かつ迅速に監視センターに通報する。
- 3) 監視センターでは、警報受信機を常時監視し、警備対象物件に異常が発生したことを感知したときは、遅滞なく緊急要員を急行させ、その異常を的確かつ迅速に判断し、警備対象物件の安全を維持するための最良の措置を実施する。
- 4) 監視センターでは、異常事態の確認の結果、必要と認めたときは、あらかじめ届け出を受けた委託者の責任者へ電話で緊急連絡をするとともに、必要に応じて所轄の消防署並びに警察署に通報する。
- 5) 委託者は、警備対象物件の防火、防犯その他の事故防止上必要な措置を行い、最終退出者は、警備対象物件の施錠確認を行い、警備システムを作動させた状態で退出する。これにより、警備対象物件の機械警備を開始する。
- 6) 委託者の最先出勤者は警備対象物件に入場時、警備システムを解除した状態にして入場する。これにより警備対象物件の機械警備を終了する。
- 7) 上記警備システムは、ブロックごとで作動・解除の状態に出来るようにすること。また、事務室内に総合コントローラーを設置すること。

9 報告 受託者は警備対象物件の異常対処の内容について、速やかに委託者に報告書を提出する。

10 業務時間 業務を受託する場合、業務提供時間は以下のとおりとする。

毎日	17時00分～9時00分
委託者の休日	終日

11 その他 警備実施上、疑義または本仕様書に定めのない事態が生じたときは、その都度、委託者と受託者が協議して取り決めるものとする。

12 特記事項

- 1) 現在設置されている、委託者が所有する機器を取り替えてもよいこととする。この場合、新たに設置する機器はレンタルとし、委託料に含めること。
なお、買取機器等の撤去費用は委託料に含めず、別途工事として見積もることとする。
- 2) 警備システムについては、現状のシステムを参考にして、客観的に現状システムと同等か、或いは同等以上のシステムで見積もることとする。
- 3) 機械警備通報用回線は受託者により専用回線を設置すること。

警備対象箇所 一覧表

棟の名称	室 名	ブロック
本館	2F 事務室 ・事務室内金庫・校長室・資料室	事務室ブロック (本体ブロック)
本館	2F 第1職員室 ・第2職員室・放送室	職員室ブロック
	3F 教務コンピューター室・教務コンピューター室倉庫	
	4F 生物教室準備室・物理教室準備室 化学教室・化学教室準備室	
教室棟	4F 音楽教室・音楽教室準備室・アンサンブル室 アンサンブル室Ⅰ・アンサンブル室Ⅱ	
総合学科棟	3F 商業実習室・商業実習準備室・情報処理室Ⅰ 情報処理室Ⅱ・LL教室	
清陵会館	1F 出入口 ・会議室・研修室・事務室	清陵会館ブロック
	2F 和室	
普通教室 及び 特別教室棟	1F 農業管理室 ・園芸実習室準備室	人と自然科ブロック
	2F 園芸実験室準備室	
	3F 土肥作保実験室・同準備室	
	4F 生物工学実験実習室・同準備室	
教室棟	1F 定時制職員室 ・保健室	定時制ブロック
	別棟1F 定時制パソコン室・定時制倉庫	
総合学科棟	1F 家庭科準備室	総合学科棟ブロック